

「金融検査評価制度」の一部改正(案)に対する パブリックコメントの概要及びそれに対する考え方

番号	関係箇所	提出者	コメント概要	コメントに対する考え方
1	総論	第二地方銀行協会	今回の金融検査評価制度の一部改正は、金融検査マニュアルの改訂に伴う改正であり、これまでの試行期間における評価の目線は変わらないという理解で良いか。	検査マニュアルの改訂に伴い、評価項目が9項目から10項目になるなどこれまでと変わったものもありますが、基本的にはそのようなご理解で差し支えありません。
2	総論	全国地方銀行協会	現行の「評価段階及び着眼点(例)」において評価項目ごとに示されていた「評価上の優先度」(◎○△)が、今回の改正案では削除されているが、改訂後の金融検査マニュアルの各チェック項目により評価を行うこととなった後も、引き続きチェック項目ごとの重要度(優先度)の違いは残ると考えられることから、検査官によって優先度の判断が異なるといった恣意的な運用がなされることのないよう、優先度について予め一定の目線合わせを行っていただくとともに、可能な範囲でその目線(優先度)について開示していただきたい。	今回の検査マニュアルの改訂においては、主体的な内部管理態勢の構築の強化(いわゆる“PDCAサイクル”)を目的として、経営陣が方針の策定、規程・組織態勢の整備に留まらず、自らの態勢の弱点・問題点の評価・改善を適切に行っているかという観点から、内部管理態勢が有効に機能しているかどうかを検証することとしています。評価においても、こうした趣旨にかんがみ、方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うということ、評価における留意点等の【基本的留意点】として示しているところであり、チェック項目毎の重要度・優先度がどうであるかということよりも、寧ろこうしたプロセス全体を把握することが重要であると考えています。
3	総論	第二地方銀行協会	各評価項目(法令等遵守、顧客保護等管理を除く)の評価段階では「金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている」と記載されていることから、実際の運用に当たっても金融機関の規模・特性等に見合った評価が実施されるよう徹底していただきたい。	評価の前提となる金融検査マニュアルの【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】(2)において、「本マニュアルの適用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があること、チェック項目について記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない」旨を記載しております。また、規模・特性等に見合った適切な管理態勢が整備されているかを検証することが重要であるとしている、金融検査マニュアルの「検証ポイント」を十分に踏まえる事とする旨を評価における留意点等の【基本的留意点】において明示しているところです。金融機関の規模・特性等を踏まえた検査及びそれに基づく評価が実施されるよう、引き続き研修等を通じ、財務局を含め検査部局職員への徹底を図ってまいります。また、双方向の議論を徹底することにより、金融機関との認識の一致に努めてまいります。
4	総論	全国地方銀行協会	金融検査評価制度の改正を踏まえ、現行の「金融検査評価制度の試行に関するQ&A」についても、名称を含め所要の改正が行われることを確認したい(今回、制度の内容が改正されたことに伴い、施行当初は制度の解釈等を巡る疑問点が引き続き残ると考えられることから、「金融検査評価制度に関するQ&A」等として存続させていただきたい)。	現行の「金融検査評価制度の試行に関するQ&A」についても、金融検査評価制度の改訂を踏まえ、所要の改訂を行うことを予定しております。

番号	関係箇所		提出者	コメント概要	コメントに対する考え方
5		総論	第二地方銀行協会	「主要行以外の金融機関については、平成20年1月1日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させることとする」とされているが、平成19年4月1日から平成20年1月1日までは、改正後の「評価段階及び留意点等」に基づき評価が行われるが、選択的な行政対応には反映されないという理解でよいか。	主要行以外の金融機関については、平成19年4月1日から平成19年12月31日までの間に予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査については、改正後の「評価段階及び留意点等」に基づき評価を行います。その結果を選択的な行政対応には反映しません。
6	別紙1	7. 施行日等	全国銀行協会	金融検査評価制度の施行については、主要行も平成20年1月1日以降予告する検査を対象としていただきたい。	主要行については通年専担制度の下、試行準備期間及び試行期間を通じ評価の目線等に関する議論を行っており、平成19年4月1日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査から本格施行することには特段の支障はないと考えています。
7	別紙2	総論 資産査定管理態勢	第二地方銀行協会 全国銀行協会	全ての評価項目において、プラス要素・マイナス要素を明示していただきたい。 「資産査定管理態勢」においてもプラス要素・マイナス要素を明示していただきたい。	「資産査定管理態勢」のプラス要素・マイナス要素については、現時点で特にお示しする必要があるものはないと考えていますが、今後の検査結果等を踏まえ、必要があれば、追加をすることもありうと考えています。
8	別紙2	総論	全国銀行協会	各態勢において評価を行う上で勘案するプラス要素及びマイナス要素が記載されているが、プラス要素やマイナス要素として勘案する事象があったとしても必ずしも評価段階が1ランク上がるまたは下がる、あるいはマイナス要素として勘案する事象があった場合には必ずC評価になる、ということではなく、「各態勢における管理態勢全般を踏まえて評価を行う」、という理解で良いか。	そのような理解で差し支えありません。プラス要素・マイナス要素はあくまで評価段階を検討する上での一つの要素にすぎません。
9	別紙2	総論 (各評価段階)	全国銀行協会	C評価の評価段階において、「経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分」を「経営陣のリスクに対する取組みは不十分」に変更していただきたい。	評価制度は、各金融機関のリスク管理態勢等の状況を段階評価するものであり、管理態勢を評価するに当たっては、取組み自体が十分であるかに加え、管理する能力が十分であるかどうかを評価することも当然含まれるものと考えられます。

番号	関係箇所		提出者	コメント概要	コメントに対する考え方
10	別紙2	統合的リスク管理態勢 信用リスク管理態勢 市場リスク管理態勢 流動性リスク管理態勢 オペレーショナル・リスク管理態勢	全国信用組合中央協会	小規模組織の場合においては、経営陣のみならず各リスク管理の責任者が行う評価・改善についても、その評価・改善活動が有効に機能し、積極的な取組みによりリスク管理態勢等の向上、強化に繋がっていると認められる場合には、「プラス要素」として評価していただきたい。	経営陣による評価・改善活動が適切になされ、それが金融機関全体に浸透していることが認められれば、改善に向けた動きが期待できるという観点から、プラス評価の要因として掲げているものであり、各リスク管理の責任者の対応だけでは、プラス評価の要因とするには不十分ではないかと考えています。ただし、各リスク管理の責任者が行う評価・改善活動が適切に行われていることは、「自主的な対応が期待できるかどうか」の判断に大きく影響を与える可能性があるものと考えています。
11	別紙2	経営管理態勢	第二地方銀行協会	その他留意点の1つ目、「経営管理態勢の評価に当たっては、他の評定項目における「経営陣による態勢の整備・確立状況」の検証結果そのものを反映させるものではなく、…」とされているが、「経営管理態勢」と他の管理態勢に重複して記載されている「内部監査実施要領・計画の整備・周知」、「新規商品等審査に関する取扱い」、「危機管理態勢」にかかる評定上の取扱いを明確にしていきたい。	経営管理(ガバナンス)態勢の評価に当たっては、同管理態勢の確認検査用チェックリストに掲げられている4つの基本的要素が、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のために、その基本的機能を実効的に発揮しているかを総合的に判断して行うものであり、例えば、内部監査実施要領・計画の整備・周知に関して言えば、個々の項目における内部監査実施要領に不備があったとしても、それがそのまま、経営管理(ガバナンス)態勢に掲げられている内部監査実施要領・計画の整備・周知というチェック項目の評価を決めるものではなく、このチェック項目については、経営陣が取り組む内部監査実施要領の整備・周知が全体として機能しているかという観点から検証・評価されることとなります。なお、同様の考え方は、「新規商品等審査に関する取扱い」、「危機管理態勢」にかかる記述にも当てはまります。
12	別紙2	法令等遵守態勢	第二地方銀行協会	プラス要素にて、「取締役会等及びコンプライアンス統括部門の管理者が行う評価・改善活動が有効に機能しており、法令等遵守に関する役職員の取組等が常に向上しているような好循環が見られる場合…」とあるが、「法令等遵守に関する役職員の取組等が向上している」という判断はどのような基準で行うのか。	ご指摘のプラス要素については、弱点の経営に与える影響を判断する際、あるいは今後の自主的な対応が期待できるかを判定する際の要素になるものと考えていますが、方向を示すものであることから、定量的な基準を設けることは困難であると考えています。評定に関する検査官との議論の中で、受検側金融機関より、取組みの具体例あるいはその取組みの波及効果を積極的にお示しいただき、それが法令等遵守に関する役職員の取組み等が向上していると誰しもが納得できるようなものであれば当然プラスの要素として勘案されるものと考えています。
13	別紙2	法令等遵守態勢	全国銀行協会	マイナス要素の(2)、「不良債権額の不正確なディスクロージャーが認められ」と「当該不正確なディスクロージャーに意図性が認められる」とは「かつ」条件で結ばれ、双方を充足した場合にのみ「マイナス要素」となるという理解で良いか、確認させていただきたい。	そのような理解で差し支えありません。「かつ」を挿入させていただきます。
14	別紙2	顧客保護等管理態勢	全国銀行協会	基本的留意点の2つ目、「評定を行うに当たっては、(中略)及び「Ⅱ. 管理者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、…」とあるが、「管理者による」を「各管理責任者による」と修正する方が良いと考える。	ご指摘の通り修正します。

番号	関係箇所		提出者	コメント概要	コメントに対する考え方
15	別紙2	顧客保護等管理態勢	全国地方銀行協会 第二地方銀行協会	プラス要素の(4)、「顧客の評価も絶えず向上している場合」とあるが、顧客の評価が絶えず向上し続けることは現実的には考えにくい(一定水準に達すれば顧客の評価は高位で安定すると考えられる)、「顧客の評価も向上もしくは高い水準で安定している場合」といった表現に修正すべきと考える。なお、この点に関し、顧客の評価が向上(もしくは安定)していることをどのような方法により判断されるのかについて確認したい。例えば、利用者満足度のアンケート結果や苦情件数の推移等で判断するのか。	ご指摘のプラス要素については、弱点の経営に与える影響を判断する際、あるいは今後の自主的な対応が期待できるかを判断する際の要素になるものと考えていますが、方向を示すものであることから、一定の水準に留まっているということでもよいということにはならないと考えています。評定に関する検査官との議論の中で、受検側金融機関より、取組みの具体例あるいはその波及効果を積極的に示していただき、それが顧客の評価が向上していると誰しもが納得できるようなものであれば当然プラスの要素として勘案されるものと考えます。なお、判断の要素として利用者満足度アンケート結果や苦情件数の推移等も受検側金融機関が提示する材料の一つにはなりますが、最終的には計数面だけではなく、定性的な面も含めた総合的な判断に基づき、顧客の評価が絶えず向上しているか否かを判断することになります。
16	別紙2	自己資本管理態勢	第二地方銀行協会	プラス要素にて、「金融機関のリスク・プロファイルに照らし、自己資本が質・量ともに極めて充実している場合・・・」とあるが、「リスク・プロファイルに照らし、自己資本の質・量が充実している場合」という判断はどのような基準で行うのか。	自己資本の充実度を評価するに当たっては、まず、金融機関自らが、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本充実度の評価を行っているかどうかを検証することとなります。検証の結果、適切な自己評価が実施されており、評価結果に基づき、質的、量的に見て極めて充実した自己資本の確保が図られていると認められれば、評定を行う上でのプラス要素として勘案することとなります。
17	別紙2	自己資本管理態勢	個人(学校法人理事等)	マイナス要素の一つ目、(2)、“risk weighted asset”の訳語が告示におけるそれと異なるので、いずれかに統一した方が誤解が少ないように思う。	ご指摘を踏まえ、「リスク加重資産額」を「信用リスク・アセットの額」と改めます。
18	別紙2	自己資本管理態勢	全国銀行協会	その他留意点に関連し、現行の評定制度においては、検査後の自己資本比率と自己資本比率の乖離率に基づいた評定段階のマトリックスが記載されており、同マトリックスにおいて、「検査後の自己資本比率が8%以上で検査前後の自己資本比率の乖離率が10%以上の場合原則C以上」等、とされていたことから、自己資本管理態勢に係る評定については、原則、検査後の自己資本比率と検査前後の自己資本比率乖離率に基づき定量的に判断されるものと理解していた。今回の改正に伴い、①検査前後の自己資本比率乖離率が10%以上の場合はマイナス要素として勘案する、②検査後の自己資本比率が告示上の基準を下回る場合はC以下となる、ことが記載されているものの、同マトリックスについては記載がない。このため、検査後の自己資本比率と検査前後の自己資本乖離率に基づいた定量的な基準のみでは判定は行われまいという理解でよいか。	ご理解のとおりです。「自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」の中でお示しているように、「自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うこと」であり、これらの管理態勢を評価した結果が、自己資本管理態勢の評定段階となることから、定量的な基準にのみ基づき、自己資本管理態勢の評定段階を付すものではありません。

番号	関係箇所		提出者	コメント概要	コメントに対する考え方
19	別紙2	信用リスク管理態勢	第二地方銀行協会	プラス要素の(5)、「・・・将来性のある企業の発掘につながっていると認められる場合」とあるが、「将来性のある企業の発掘につながっている」という判断はどのような基準で行うのか。	ご指摘のプラス要素については、弱点の経営に与える影響を判断する際、あるいは今後の自主的な対応が期待できるかを判定する際の要素になるものと考えていますが、方向を示すものであることから、定量的な基準を設けることは困難であると考えています。評価に関する検査官との議論の中で、受検側金融機関より、取組みの具体例あるいはその取組みの波及効果を積極的に示していただき、それが信用リスク管理全体に対してプラスの効果があると誰しもが納得できるようなものであれば当然プラスの要素として勘案されるべきものと考えています。なお、例えば、金融機関における企業訪問、経営指導等を通して、技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性を総合勘案し、債務者の実態を把握していることは一つの判断要素となりえますので、受検側金融機関からこのような事実を示す資料があれば積極的に提示していただくようお願いします。
20	別紙2	信用リスク管理態勢	全国銀行協会	その他留意点の1つ目、金融検査マニュアル(改訂案)の「信用リスク管理態勢の確認用チェックリスト」で検証項目として明示されていない「金利(適正な貸出金利)体系の構築の評価」について、評価制度(一部改正案)の「評価における留意点等」に記載されているのはなぜか。また、当該留意点を検証する際の検証項目は金融検査マニュアルのどこに記載されているのか、教えていただきたい。	今回のマニュアル改訂においては、これまで信用リスク管理態勢の検証項目となっていた「信用リスク管理のためには、信用格付に応じ内部モデル等を使用して信用リスクの計量化を行い、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定などを行うことが望ましい。」という項目が整理・改組されていますので、ご指摘を踏まえ、留意点から削除することとします。ただし、評価制度研究会報告書において、「金融機関の財務の健全性に改善の必要が認められる場合には、これを改善できるだけの十分な収益力があるか否か、金融システムの中で安定的に存在し得るか否かが検証される必要がある」とされており、その観点からは、「適正な金利(適正な貸出金利)体系の構築」については引き続き重要性が認められることは言うまでもありません。
21	別紙2	オペレーショナル・リスク管理態勢	全国銀行協会	基本的留意点の2つ目、「評価を行うに当たっては、「Ⅰ. 経営陣によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢・事務リスク管理態勢・システムリスク管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ. 管理者によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢・事務リスク管理態勢・システムリスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、・・・」とあるが、「事務リスク管理態勢・システムリスク管理態勢」を削除する方が良いと考える。	オペレーショナル・リスク管理態勢の評価を行うに当たっては、オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢のみならず、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナルリスクについても経営陣及び管理者による当該リスクの管理態勢の整備・確立状況に重点を置いて行う必要があると考えます。ご意見を踏まえ以下のように修正します。 <修正前> 「評価を行うに当たっては、「Ⅰ. 経営陣によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢・事務リスク管理態勢・システムリスク管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ. 管理者によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢・事務リスク管理態勢・システムリスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。」 <修正後> 「評価を行うに当たっては、「Ⅰ. 経営陣によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅰ. 経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅰ. 経営陣によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況」、及び「Ⅱ. 管理者によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ. 管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ. 管理者によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況」、「その他オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。」